

令和4年第1回臨時会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和4年5月31日 開会

令和4年5月31日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和4年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会会議録

令和4年5月31日

1 出席議員

1番	中山和夫君	2番	岡沢与志隆君
3番	向後研二君	4番	小久保ともこ君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	鶴沢一男君	8番	森佐衛君
9番	田邊明佳君	10番	中村勇君
11番	東間永次君	12番	小倉利一君
13番	酒井良信君	14番	板倉正道君
15番	古坂勇人君	16番	鶴岡喜豊君
18番	御園生明君		

2 欠席議員

17番 松野唱平君

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	清田勝利君
副管理者	平野貞夫君	事務局長	秋葉紀裕君
消防長	金井浩司君	水道部長	秋山忠君
事務局次長 (環境衛生課長事務取扱)	高山浩二君	消防本部次長 (警防課長事務取扱)	中村希一君
水道部次長 (工務課長事務取扱)	白井光夫君	消防本部副参事 (消防本部総務課長事務取扱)	秋葉和彦君
事務局総務課長	中村年孝君	環境衛生課主幹	阿曾弘信君
水道部管理課長	深山光男君	環境衛生課 課長補佐	渡邊稔也君
教育長	内田達也君	公立長生病院長 公事務部長	牧野悟君
公立長生病院 事務部次長	柴崎勲君	公立長生病院長 公総務課長	岩瀬敏之君

4 事務局職員

書記 秋葉正人 書記 原靖丘

書 記 大 塚 将 史

議 事 日 程

令和4年5月31日 午後2時開議

- 第 1 議席の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の辞職
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 9 議案第1号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（酒井良信君） 皆さん、こんにちは。

開会に先立ちまして諸般の報告をいたします。

組合同規約第5条第2項の規定により、本年5月、長生村議会におきまして、議長職議員として東間永次議員が、議会選出議員として小倉利一議員が本組合の議員となりました。今後の活躍を御期待申し上げます。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算事故繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項の規定により、長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算繰越計算書について、5月31日付で管理者から調製した旨の報告がありました。

また、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決によって指定された1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解について専決処分した旨、5月31日付で管理者から報告がありました。先般、議案として一緒にお届けさせていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査の結果についての報告がありました。本日お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

なお、報告第1号は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、清掃費で新最終処分場建設事業に関する同意事業負担金、登記等書類作成支援委託、観測用井戸設置工事について、地権者との十分な交渉の機会が得られず、用地取得ができなかったこと、また、消防費で消防機庫3棟の新築事業について、建築木材の入手の見込みが立たず、非木材に設計を変更したことで、いずれも年度内の事業完了を見込めなかったことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度に予算を繰り越したものです。

書面による報告は以上であります。

次に、本日、臨時会に説明員として出席通知がありました者の職、氏名、お手元に配付してございますので、御了承願います。

また、17番松野唱平君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

午後2時04分開会

○議長（酒井良信君） ただいまから、令和4年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は17名であります。

定足数に達して、会議は成立いたしました。

先ほど議会運営委員会を開き、今臨時会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について、議会運営委員会委員長に報告を求めます。

岡沢議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日午後1時30分から議会運営委員会を開催し、令和4年第1回臨時会の日程及び会議の運営方法につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本臨時会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思っております。

日程第4といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第5といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第6、第7は、それぞれ専決処分の承認を求めることについてであります。

日程第8から第10につきましては、議案3件でございます。議案第1号は、上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、採決をするようお願いいたします。議案第2号、第3号の人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに質疑と討論をも省略し、直ちに採決するようお願いいたします。なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

以上が今臨時会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（酒井良信君） 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会委員長から報告のあったとおりでありますので、御了承承願いたします。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、本職において指定いたします。

11 番に東間永次君、12 番に小倉利一君を指定いたします。

日程第 2 「会議録署名議員」の指名を行います。

会議規則第 81 条の規定によって、本職において指名いたします。

15 番古坂勇人君、16 番鶴岡喜豊君の両名を指名いたします。

日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日 1 日にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は 14 時 15 分といたします。

午後 2 時 0 9 分休憩

午後 2 時 1 5 分再開

○副議長(中山和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告をします。

先ほど、休憩中に酒井良信議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがって、議長辞職の件を議事日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、酒井良信議長の退席を求めます。

(酒井良信議長退場)

○副議長(中山和夫君) お諮りいたします。

酒井議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、酒井良信議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

酒井良信議員の入場を許します。

(酒井良信議員入場)

○副議長(中山和夫君) ただいま議長を辞職いたしました酒井良信議員におかれましては、議長の重責を担い、円滑なる議会運営と広域行政の発展のために御尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。誠に御苦労さまでございました。

ここで議長を辞職いたしました酒井良信議員から御挨拶がございます。

○13番(酒井良信君) このたび議長を辞職いたしました白子の酒井でございます。

昨年9月の定例会において、議員の皆様にご推挙いただきました。そして、各市町村を代表する議員の皆さん、また首長の皆様方の御協力をいただきまして、短い間でしたが、職務を遂行することができました。これからまた、一議員として、皆様と協力してこの議会に参加させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。簡単ではありますが、辞任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長(中山和夫君) ありがとうございます。

ただいま議長は欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長の選挙を議事日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、本職において指名することに決定しました。

議長に鶴沢一男議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました鶴沢一男議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました鶴沢一男議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました鶴沢一男議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

鶴沢一男議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○議長(鶴沢一男君) ただいま皆様に御推挙いただきました鶴沢でございます。

議長の職責の重さに身の引き締まる思いでこの場に立っております。もとより浅学非才の私ではございますが、酒井前議長に倣い、努力をする所存でございますので、皆様におかれましては、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。ありがとうございます。

○副議長(中山和夫君) ありがとうございます。

ただいま新しく議長が決まりましたので、議長と席を交代いたします。

○議長(鶴沢一男君) それでは、会議を続けます。

日程第 4 「常任委員会委員の選任」並びに日程第 5 「議会運営委員会委員の選任」を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第 17 条第 1 項の規定によって、議長において指名をいたします。

総務委員会委員に 11 番東間永次君を、企業委員会委員に 12 番小倉利一君を、議会運営委員会委員に 12 番小倉利一君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時40分といたします。

なお、総務委員会委員の方は第1研修室へ、企業委員会委員の方は第2研修室へお集まりください。

以上です。

午後2時24分休憩

午後2時38分再開

○議長(鵜沢一男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで報告をいたします。

休憩中、別室において総務委員会が開かれ、委員長の辞任が許可され、新たに酒井良信君が選任をされました。また、同じく企業委員会が開かれ、空席でありました委員長に板倉正道君が選任をされました。

会議を続けます。

ここで管理者から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 令和4年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、本臨時会に御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より組合行政の進展に御指導、御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症でございますが、今年は3年ぶりに行動制限がないゴールデンウィークとなり、感染者数の大幅な増加が懸念されましたが、大きな変動もなく、

首都圏では横ばいから減少傾向となっております。また、屋外では状況によりマスクを不要とするなど、感染対策の緩和がされるようですが、人流の増加傾向が続くことにより、リバウンドの可能性があり、まだまだ予断を許さない状況でございます。広域の事業はどれを取りましても、休止することのできない事業でありますので、引き続き感染対策を徹底しながら、経費の節減を図りながら、事業を継続する所存であります。

それでは、初めに、先ほど議長から御報告がありましたとおり、本年4月、長生村での議会議員の改選に伴い、5月に行われました長生村議会におきまして、広域組合議会議員が選出され、議長職議員として東間永次議員、それから議会選出議員として、小倉利一議員が当組合議会議員に就任されました。両議員におかれましては、広域行政のさらなる進展のため、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、先ほど議長が選出され、議長に鶴沢一男議員が就任されました。

議員各位におかれましては、今後の広域議会の運営に御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました阿井市郎議員におかれましては、広域行政の進展のために多大なる御尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げる次第であります。

次に、行政報告をさせていただきます。

環境衛生の関係でございますが、最終処分場建設事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地権者との十分な交渉の機会が得られず、用地の取得が難航しておりましたが、令和4年3月の地権者説明会において、概ね用地取得について御理解をいただき、その後の個別交渉においても、早期に契約を進めてほしいとの御要望も上がっておりますことから、このたびの補正予算にて、用地費と補償費を補正させていただき、早期に用地取得を完了させたいと考えております。事業の進捗状況につきましては、後ほど御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会では、承認2件と議案3件を御提案申し上げます。

まず、承認第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、承認第2号は、長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、施行期日等の関係から緊急を要するものと認め、専決処分による対応をさせていただきましたので、それぞれ議会の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について、議案第2号は、監査委員の選任について、また議案第3号は、教育委員会委員の任命について、そ

れぞれ議会の同意を求めるものであります。

以上、本臨時会で御審議をいただく議案等の概要説明といたしますが、詳細につきましては、担当から説明させますので、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきまして、御可決を賜りますようお願いを申し上げ、臨時会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 御苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶を終わります。

日程第6「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長（秋葉紀裕君） 「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

概要を申し上げますと、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正により、国の非常勤職員に対する育児休業等の取得要件が緩和され、茂原市において国に準じた改正を実施したことから、当組合においても同様の改正をしたものでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業について、現行1年以上勤務した職員を対象としているものを、採用時から取得を可能とするとともに、妊娠、出産などの申出に対する相談体制の整備等について、改めて条例に明記したものでございます。

当組合の職員の休暇、休業等に関しましては、茂原市に準じた体系を取っており、茂原市議会における議決の日程並びに施行期日との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

以上、承認案第1号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑の回数は、議会運営委員会の決定により、3回までといたします。

質問ありましたら、お願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鶴沢一男君) なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(鶴沢一男君) 討論を終わります。

これより採決に入ります。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(鶴沢一男君) 起立全員。

したがって、「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第7「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長(秋葉紀裕君) 「承認案第2号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

概要を申し上げますと、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、引用している法律が廃止となることから、所要の改正をしたものでございます。組合では、本件について議会招集を検討したところでございますが、施行期日との関係から、

組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

以上、承認第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立全員です。

したがって、「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第8「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長（秋葉紀裕君） 「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正

予算（第1号）について」御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書の1ページから2ページの第2表、地方債補正まででございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,431万5,000円にしようとするものでございます。

当補正予算案は、新最終処分場建設用地購入及び立木補償費を計上しているものでございます。これは、当事業費を令和2年度当初予算に計上したものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で執行できず、令和3年度に繰越明許といたしましたが、その後も地権者との交渉の機会が得られず、事業を完了することができませんでした。また、予算を令和4年度へ事故繰越する要件を満たしていなかったことから、改めて令和4年度の補正予算案として編成したものでございます。

では、その内容を歳出から申し上げます。

4ページの下段、歳出の表を御覧ください。

4款2項7目新最終処分場建設費で、1億3,550万円の増額をしようとするもので、内訳は16節公有財産購入費で、1億1,952万4,000円の増でございます。令和2年度当初予算計上よりも4,000万円の減となっておりますが、これは建設用地の測量や不動産鑑定委託を行い、組合の土地価格審査会を経て購入単価が確定したことによるものでございます。

次に、21節補償補填及び賠償金で、1,597万6,000円の増でございます。こちらも令和2年度当初予算計上より5,700万円の減となっておりますが、これは現地の立竹木調査を基に計算したことによるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続いて、歳入について御説明申し上げます。

上段の歳入の表を御覧ください。

9款1項1目衛生債1節清掃債で、1億3,550万円を増額しようとするものでございます。

なお、用地購入及びその補償に関わる用地関係の起債は充当率100%であることから、全額起債を充てようとするものでございます。これにより、当補正予算案で令和4年度の町村負担金に増減が生じることはございません。

以上が歳入の説明でございます。

2 ページにお戻りください。

下段の第2表、地方債補正は、歳入で御説明いたしました清掃債のうち、最終処分場施設整備事業の限度額を1億3,550万円に増額しようとするものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9「議案第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、15番古坂勇人君については、暫時退場を願います。

（古坂勇人議員暫時退場）

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 「議案第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました鵜沢一男氏が令和4年5月30日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります古坂勇人氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

古坂氏は広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました鵜沢氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なる御尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、御提案理由を御説明申し上げます。よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

「議案第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は同意されました。

古坂勇人君の入場を認めます。

(古坂勇人議員入場)

○議長（鶴沢一男君） 15番古坂議員にお知らせをいたします。監査委員の選任については、同意することに決定をいたしました。

監査委員の紹介をいたします。古坂監査委員より御挨拶をお願いいたします。

○監査委員（古坂勇人君） ただいま皆様方から同意をいただきました長柄町の古坂でございます。

何分にも不慣れでございますが、皆様方のお力添え、御協力を得ましてこの職責を全うしてまいりたいと思います。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 御苦労さまでございました。

次に、日程第10「議案第3号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 「議案第3号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員であった藍野和郎氏が令和4年3月31日付で辞職されたことから、現在、欠員となっております教育委員会委員に、睦沢町教育委員会教育長の鶴澤智氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

鶴澤氏は、長きにわたって学校教育に携わり、教育への広い見識を持たれております。また、令和3年6月より睦沢町教育委員会教育長に就任され、当組合の教育委員会委員に適任と考えるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

5番、ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 同意の賛否ではないんですが、例えばですね、多分この方、私の知っている方なので私はいいんですけれども、顔も知らない方を同意しろと言われても、非常に難しいことだと思うんですね。せめて、もしできるのであればですよ。できるのであれば構わないんですが、顔合わせするような場面をつくっていただきたいと思います。それを執行部のほうでちょっと御検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁求めますか。

○5番（ますだよしお君） もう今回は間に合わないからいいです。

○議長（鶴沢一男君） ますだ議員、答弁を求めますか。

○5番（ますだよしお君） 今回のことじゃないですよ。人事案件、いつも同意をしてくれということなんですけれども、顔も知らない方を同意しろっていうのは、所詮無理だと思っているんです、私は。せめて議会とは言いませんけれども、議員の皆さんが集まっている事で、今回こういう形だというような説明があれば、皆さんは、この方が今度は広域の教育委員になったと、監査役は古坂議員ですから分かるわけですよ。顔も知らない人を同意しろというのはおかしい話だと思うんですね。

だから、その辺を当局に御配慮願いたいと思って発言させていただきました。今回のことはいいです。よろしくをお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 要望としてお受けしてよろしいでしょうか、ますだ議員。

○5番（ますだよしお君） え。

○議長（鶴沢一男君） 要望として受けてよろしいですか。

○5番（ますだよしお君） はい。

○議長（鶴沢一男君） では、よろしく願いいたします。

ほかにございましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（鶴沢一男君） それでは、これより採決したいと思います。

「議案第3号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は同意されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第 43 条の規定によって、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。

これをもって、令和 4 年第 1 回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 0 8 分閉会